

四日市市上下水道局管理規程第2号

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局事務専決規程（昭和63年水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(決裁及び専決事項)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2</u> 管理者が決裁する事項並びに管理部長、技術部長、課長及び検査監が専決する個別事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(決裁及び専決事項)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>

改正後				
別表第1 (第5条関係)				
共通事項				
〔1〕及び〔2〕 (略)				
〔3〕 水道事業の財務に関する事項				
事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1 から 5 まで (略)				
<u>6</u> 前記5に係る精算に関すること。			○	
<u>7</u> 要求、返納伝票及び振替伝票（材料費に係るもの。）に関するこ	(略)			

と。				
<u>8</u> 支払調書に関する こと。				
(1) 及び(2) (略)				
<u>9</u> 国、県等の補助金等 に関すること。				
(1) から(3)まで (略)				
<u>10</u> 予算に関するこ と。				
(1) から(13)まで (略)				
<u>11</u> 決算に関するこ と。				
(1) から(7)まで (略)				
<u>12</u> 収入又は支出科目 の更正	(略)			
<u>13</u> 固定資産に関する こと。				
(1) から(9)まで (略)				
<u>14</u> 工事請負費、修繕 費のうち建物修繕料に 係る発注(随意契約に 限る。)				
(1) 及び(2) (略)				
<u>15</u> 委託料、原材料費 に係る発注	(略)			
<u>16</u> 印刷物の発注	(略)			
<u>17</u> 物品の借上げに係	(略)			

る発注	
18 物品の発注	(略)

〔4〕 下水道事業の財務に関する事項

事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1 から 11 まで (略)				
12 前記 11 に係る 精算に関すること。			○	
13 要求、返納伝票及 び振替伝票（材料費に 係るもの。）に関する こと。	(略)			
14 支払調書に関す ること。				
(1) 及び(2) (略)				
15 予算に関するこ と。				
(1) から(13)まで (略)				
16 決算に関するこ と。				
(1) から(7)まで (略)				
17 固定資産に関す ること。				
(1) から(9)まで (略)				

〔5〕 から 〔7〕 まで (略)

改正前

別表第 1 (第 5 条関係)

共通事項

〔1〕及び〔2〕 (略)

〔3〕 水道事業の財務に関する事項

事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1 から 5 まで (略)				
<u>6</u> 要求、返納伝票及び振替伝票（材料費に係るもの。）に関する事 と。	(略)			
<u>7</u> 支払調書に関する こと。				
(1) 及び (2) (略)				
<u>8</u> 国、県等の補助金等 に関する事 と。				
(1) から (3) まで (略)				
<u>9</u> 予算に関する事 と。				
(1) から (13) まで (略)				
<u>10</u> 決算に関する事 と。				
(1) から (7) まで (略)				
<u>11</u> 収入又は支出科 目の更正	(略)			
<u>12</u> 固定資産に関す ること。				
(1) から (9) まで (略)				
<u>13</u> 工事請負費、修繕				

費のうち建物修繕料に係る発注（随意契約に限る。）				
(1) 及び(2) (略)				
1.4 委託料、原材料費に係る発注	(略)			
1.5 印刷物の発注	(略)			
1.6 物品の借上げに係る発注	(略)			
1.7 物品の発注	(略)			

〔4〕 下水道事業の財務に関する事項

事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1 から 1.1 まで (略)				
1.2 要求、返納伝票及び振替伝票（材料費に係るもの。）に関する こと。	(略)			
1.3 支払調書に関する こと。				
(1) 及び(2) (略)				
1.4 予算に関する こと。				
(1) から(1.3)まで (略)				
1.5 決算に関する こと。				
(1) から(7)まで (略)				
1.6 固定資産に関する こと。				

(1) から(9)まで	
-------------	--

(略)

[5] から [7] まで	(略)
---------------	-----

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)